

多度津町耐震改修促進計画

(第三次計画)

平成23年3月

平成28年1月(改正)

平成29年3月(改正)

平成31年3月(改正)

令和 3年3月(改正)

令和 4年3月(改正)

多度津町

第1章 基本的事項

1 計画の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が失われましたが、このうち4,831人が住宅・建築物の倒壊によるものと言われており、これは地震による直接的な死者数5,502人の約9割に相当します。その後も平成16年には新潟県中越地震、平成17年には福岡県西方沖地震、平成20年には岩手県宮城内陸地震などの大地震が頻発しており、特に平成23年に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、平成28年の熊本地震では、震度7の揺れが連続して発生し、約3万7千棟の住宅が全半壊、約2千8百棟の建物が被害を受けるなど大きな被害が発生しました。このことから、わが国において、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくないとの認識がさらに高まったものと考えています。

このような中、地震による死者数を減少させることを目的として平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（平成18年1月25日 国土交通省告示第184号（以下「基本方針」という。））」を示し、都道府県は基本方針に基づき耐震改修促進計画を定めるものとされ、市町村は耐震改修促進計画の策定に努めることとされました。

本町もこれらに基づき、平成23年に住宅・建築物の耐震化を促進するための「多度津町耐震改修促進計画」を策定し、住宅及び多数のものが利用する建築物の耐震化率の目標を定め、住宅・建築物の耐震化に向けた各種施策に取り組んできました。

その後も、平成28年10月の鳥取県中部地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生したことにより、旧耐震基準の住宅等の耐震対策の必要性が再認識されたところです。

また、平成30年には今後30年間の南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が「70%程度」から「70%～80%」に引き上げられ、ひとたびこの地震が発生すると香川県においても大きな被害を受けることが予想されており、建築物の耐震化を加速させる施策の強化が喫緊の課題となっています。

こうした背景を踏まえ、香川県が市町の耐震改修促進計画の指針となる「香川県耐震改修促進計画（第三次計画）」を策定したことから、本町においても国の指針を踏まえ県計画と整合性を図りつつ「多度津町耐震改修促進計画（第三次計画）」（以下「第三次計画」という。）を策定しました。

2 計画の目的

多度津町耐震改修促進計画は耐震改修促進法第6条に基づき、本町における住宅・建築物の地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済的被害を軽減するため、主として昭和56年以前のいわゆる旧耐震基準で建築された既存住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進することを目的とする。

3 計画策定の位置付け

国の基本方針及び香川県が策定した「香川県建築物耐震改修促進計画（第三次計画）」を踏まえて、本町の「多度津町地域防災計画」に沿って作成する。

4 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

5 対象区域・対象建築物

対象区域は多度津町内全域とし、対象建築物は、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた建築物とする。

6 想定される地震の規模、想定される被害の状況

将来、本町において被害が想定される地震として、

- ① 南海トラフ※1を震源域とする地震 最大クラス※2（南海地震）
- ② 中央構造線（三野・池田断層）を震源域とする地震
- ③ 長尾断層を震源域とする地震

が想定されている。

本町が想定する地震は、県計画に順じて①の発生する可能性の高い「南海地震」とし、その被害は次表のように想定されています。

南海トラフを震源域とする海溝型地震による被害想定（最大クラス）

項 目		被 害 想 定 結 果	
条 件	震源域	南海トラフ	
	モーメントマグニチュード※3	9.0	
地 震 の 予 測	震度分布	6強	
	液状化分布	臨海部の限られた地域	危険度 A~B※4
		その他のほぼ全域	危険度 B~D※4
	津波	津波水位	2.9m（満潮位・地盤変動考慮）
建 物 被 害 （ 被 害 ）	揺れによる被害	1,200棟	
	液状化による被害	30棟	
	津波による被害	20棟	
	急傾斜地崩壊による被害	10棟	
	地震火災による被害(冬18時※5)	630棟	
	合計(冬18時※5)	1,900棟	
人 的 被 害	死者(冬深夜※5)	170人	
	負傷者(冬深夜※5)	790人	
	避難者(冬深夜※5)	避難所	4,200人
		避難所以外	2,800人

（注意事項）

※1：南海トラフ

プレートが沈み込み、海底が溝状に深くなっている場所を「海溝」と呼びます。そのうち比較的なだらかな地形のものを「トラフ」と呼んでいます。南海トラフは、四国の南側に位置するユーラシアプレートにフィリピン海プレートが沈み込む水深が約4,000mもある巨大な海溝の溝です。

※2：最大クラス

最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば甚大な被害をもたらす地震・津波です。

※3：モーメントマグニチュード

地震は地下の岩盤がずれて起こるものです。この岩盤のずれの規模もとにして計算したマグニチュード（地震のエネルギー）をモーメントマグニチュードといいます。

いわゆるマグニチュードは、日本では、気象庁マグニチュードを指し、地震計で観測される波の振幅から計算した地震のエネルギーであり、規模の大きな地震になると、岩盤のずれの規模を正確に表せません。これに対して、モーメントマグニチュードは、巨大地震の規模を物理的に評価するものに適しており国際的に使われています。

※4：液状化危険度区分

危険度A：液状化危険度はかなり高い

危険度B：液状化危険度は高い

危険度C：液状化危険度は低い

危険度D：液状化危険度はかなり低い

※5：被害算定にあたっての条件

本被害想定の結果は、最大の被害となる時間帯の合計を表します。

出典：香川県地震・津波被害想定調査報告書（平成25年公表）

7 本計画とSDGs

SDGs（Sustainable Development Goals）は平成27年9月、国連サミットにおいて採択された令和12年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現など、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すこととされている。

本計画は、大規模な地震による住宅・建築物の倒壊から人的、経済的被害の軽減を図ることを目的としており、「11 住み続けられるまちづくりを」の理念と方向性が同じであり、本計画を推進することにより、SDGsの達成につなげていく。

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

1 特に耐震化を図るべき建築物

(1) 住宅

住宅は、個人の生活基盤であり、市民の生命、身体、財産を保護するために積極的に耐震化を促進する。

(2) 特定既存耐震不適格建築物

大規模な地震発生時において、倒壊による多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助、復旧活動に関係する防災拠点建築物の耐震化を重点的に進める必要がある。想定される大規模な地震による経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きい不特定多数の者が利用する建築物の耐震化に取り組んでいく必要があり、特定既存耐震不適格建築物で、多数の者が利用する建築物について、積極的に耐震化を促進する。

(3) 緊急輸送路沿いの建築物

香川県地域防災計画で位置づけられた緊急輸送路のうち町内の道路（以下「緊急輸送路」という。）沿いにある建築物等の耐震化を促進する。

2 耐震化の現状と目標

住宅および多数の者が利用する建築物の耐震化率の現状および目標は次のとおりとする。

区 分		現状の耐震化率 (%) (令和3年度)	目標の耐震化率 (%) (令和7年度)
住 宅		72	91
災害対策本部等の災害 応急対策指揮・実行・ 情報伝達施設	国、県、市町の防災 拠点となる庁舎 警察本部、警察署 消防本部、消防署 など	83	100
被災時の避難者の収容 施設	学校、体育館 など	85	100
被災時の救護施設	病院、診療所	60	80
被災時の要援護者施設	老人ホーム、身体障 害者福祉ホーム 保育所 など	90	100
被災時の一時居住施設	公営住宅 など	100	100
不特定多数の者が利用 する一定規模以上の建 築物	物販店舗	100	100

多数の者が利用する建築物 計	84	96
----------------	----	----

※住宅の耐震化率：平成30年住宅・土地統計調査参考

※住宅は戸数ベース，特定建築物は棟ベースで算定

大規模な地震発生時の被害軽減と、災害対策初動期の機能確保のため、多数の者が利用する建築物のより一層の耐震化が必要であることから、改正計画では、多数の者が利用する建築物を加えた次表に掲げる用途、規模のものについて、耐震化の促進を図る。

用途		規模
災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行・情報伝達施設（国，県，市町の防災拠点となる庁舎、警察署、消防署等）		階数3以上 かつ1,000㎡以上
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上 及び1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校（幼稚園を除く）	階数3以上 かつ1,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上 かつ1,000㎡以上
老人ホーム，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上 かつ1,000㎡以上
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園		階数2以上 かつ500㎡以上
病院、診療所		階数3以上 かつ1,000㎡以上
公営住宅		
マーケットその他の物品販売業を営む店舗		

第3章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 役割分担

香川県、多度津町、建築関係団体および建築物の所有者は、以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、住宅・建築物の耐震化を推進する。

(1) 県の役割

ア 県計画

- ① 県計画の策定
- ② 県計画に基づく施策等の進捗状況の検証
- ③ 県計画の見直し（必要に応じて）
- ④ 特定既存耐震不適格建築物の所有者等に行う指導・助言・公表等の実施
- ⑤ 「香川縣市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」※1（以下「アクションプログラム」）のPDCA監理・とりまとめ調整

※1：補助事業を実施する市町が住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画

イ 耐震診断、耐震改修

- ① 県有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ② 県有施設以外の公共施設の耐震診断、耐震改修の促進
- ③ 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ④ コンクリートブロック塀の転倒防止対策の指導
- ⑤ 屋根ふき材、窓ガラス、外装材、内装材、広告塔等落下のおそれのあるもの（以下「屋根ふき材等」という。）の落下防止対策の指導
- ⑥ 建築設備の耐震対策の指導
- ⑦ 家具の転倒防止対策の啓発
- ⑧ 耐震改修促進法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定
- ⑨ 耐震改修促進法に基づく建築物の耐震に対する安全性に係る認定
- ⑩ 耐震改修促進法に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- ⑪ 耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導、助言、指示
- ⑫ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく勧告および命令
- ⑬ 住宅への耐震化への支援

ウ 普及、啓発等

- ① 相談窓口の設置および運営
- ② 市町に対する相談窓口の設置、運営に関する指導
- ③ 耐震化に関するパンフレット等の作成および配布
- ④ 耐震化に関する情報の提供
- ⑤ 一般県民向けの耐震対策講習会の開催

エ 連携による普及啓発

- ① 耐震診断・耐震改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・耐震改修の講習会の開催や耐震改修の工法の普及

- ② 「低コスト工法」※2の普及啓発
- ③ 市町との連携体制の構築による耐震診断・耐震改修の情報提供および知識の普及啓発
- ④ 市町への技術的支援のための耐震化相談窓口の設置
- ⑤ 市町が行う施策への協力や市町間での情報共有
- ⑥ 建築関係団体が行う施策への協力
- ⑦ 耐震診断・耐震改修を実現可能な事業者の名簿の作成及び縦覧

※2：愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が巨大地震時の災害軽減に向けた主要な取組みとして評価を行う木造住宅に対する安価な耐震改修工法や低コスト耐震補強推奨ルートの採用による設計のこと

(2) 町の役割

ア 耐震改修促進計画

- ① 町計画の策定
- ② 町計画に基づく施設等の進捗状況の検証
- ③ 町計画の見直し（必要に応じて）
- ④ 支援制度の創設の検討
- ⑤ 「アクションプログラム」の策定とPDCAの実行（取組み、進捗状況の把握や検証）

イ 耐震診断、耐震改修

- ① 町有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ② 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ③ 県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、屋根ふき材の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- ④ 住宅の耐震化への支援

ウ 普及、啓発

- ① 地震防災マップの作成・公表
- ② 相談窓口の設置及び運営
- ③ 耐震化に関するパンフレット等の配布
- ④ 耐震化に関する情報の提供

エ 連携による普及啓発

- ① 県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会への協力
- ② 大規模地震に備えるべきことに関する県、消防部局等の連携による幅広い媒体を活用した積極的な広報活動の実施
- ③ 火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発
- ④ 地震防災マップの作成や地域防災の情報提供の充実
- ⑤ 自治会との連携及び相互協力
- ⑥ 各地域の実情に応じた耐震診断・耐震改修を担う人材育成
- ⑦ 自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、学校等地域に根ざした共同体との連携構築

(3) 建築関係団体の役割

ア 耐震診断、耐震改修

- ① 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ② 県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策屋根ふき材等の落下防止対策および建築設備の耐震対策の指導への協力
- ③ 家具の転倒防止対策の指導への協力

イ 普及、啓発等

- ① 相談窓口の設置および運営
- ② 耐震化に関するパンフレット等の配布
- ③ 耐震化に関する情報の提供

ウ 技術者の養成

- ① 耐震診断、耐震改修に関する講習会の開催など会員の技術力向上
- ② 耐震改修の工法開発

(4) 建築物の所有者の役割

ア 耐震診断、耐震改修

- ① 自ら所有または管理する住宅・建築物の耐震診断の実施
- ② 耐震診断の結果に応じ、耐震改修または建替えの実施
- ③ 自ら所有または管理するコンクリートブロック塀の安全対策の実施
- ④ 自ら所有または管理する住宅・建築物の屋根ふき材等の落下防止対策の実施
- ⑤ 自ら所有または管理する建築設備の耐震対策の実施
- ⑥ 地震保険の加入や家具の転倒防止対策の実施

2 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1) 自ら所有または管理する住宅等に対する支援の方針

町は、自ら所有または管理する住宅等の耐震化の事業に対し、次のような支援を行う。

- ① 耐震化事業に対する補助制度や融資制度の紹介及び活用への誘導
- ② 耐震化に関する情報の提供
- ③ 住宅の耐震化に対する補助

(2) 重点的に耐震化すべき地域、地区

- ① 緊急輸送道路及び避難路の沿道地域
- ② 人口集中地域

(DID地区：人口5,000人以上を数える地域で約4,000人/k㎡以上の国勢調査区が集合している地域)

(3) 重点的に耐震化すべき建築物

- ① 住宅
- ② 災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達施設となる庁舎
- ③ 災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- ④ 災害時に救護施設となる病院

- ⑤ 災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- ⑥ 災害時に一時居住施設となる公営住宅等
- ⑦ 緊急輸送道路の沿道建築物において、倒壊により道路を塞ぐ可能性のある建築物・コンクリートブロック塀等

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路

- ① 緊急輸送道路
- ② 避難路（多度津町地域防災計画に定める避難路）

3 耐震診断および耐震改修の啓発ならびに知識の普及

(1) 相談体制の整備・情報の提供

耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及を図るため、耐震診断等相談窓口を設置し、耐震診断等の具体的な方法を紹介する。

(2) 耐震化に関するパンフレット等の配布

各種のチラシ、パンフレット等を窓口で常備し、配布するとともに、耐震に関する情報についてもホームページ、広報誌を通じて、町民に広く普及していくよう努める。

(3) 地震防災マップの作成・公表

地盤の揺れやすさと建物倒壊の危険度を認識できる「地震防災マップ」を作成し、ホームページに公表するとともに全世帯に配布することを目指す。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事を単独で行うことは、費用負担も大きいことから、リフォームと併せて実施することが有効な手段となる。このため耐震改修と併せたリフォームについての知識の普及や啓発に努める。

(5) 自治会組織、自主防災組織等との連携

地震対策の基本は「自らの命は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。町は、自治会組織や自主防災組織等に対し耐震化の啓発のため必要な支援を行い啓発等に努める。

4 地震発生時の建築物の安全対策に関する事項

過去に発生した地震では、コンクリートブロック塀の転倒や窓ガラスの破損により、多くの死傷者がでたり体育館の天井が落下し負傷者がでたことから、ブロック塀の安全対策、ガラスの破損や屋根ふき材、天井の落下防止対策等の必要性が、改めて指摘されている状況である。このため、町においては、以下の項目について周知、啓発等を行う。

①コンクリートブロック塀の転倒防止

ブロック塀等が倒壊した場合、避難路を塞ぎ、避難や救援活動の妨げになるとともに、下敷き等になり死傷する可能性がある。このため、ブロック塀等の倒壊の危険性を町民に周知し、啓発を行う。

②屋根ふき材等の落下防止

屋根ふき材等が落下した場合、避難や救援活動の妨げになるとともに、下敷き等になり死傷する可能性がある。このため、屋根ふき材等の落下の危険性を町民に周知し、啓発を行う。

③天井の落下防止

体育館等の大規模空間を持つ建築物の天井が落下した場合、死傷する可能性があるとともに、その施設として機能できなくなる可能性がある。このため、所有者等に天井の施工状況等の点検を促す。

④建築設備の耐震対策

大地震により、その建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空気調和設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能しなくなる。特に防災上重要な施設については、建築設備の耐震対策も重要である。このため、建築設備の耐震化の重要性について、町民に周知し、啓発を行う。

⑤家具の転倒防止対策

高さが高い家具については、地震時に転倒するおそれがあり、避難時の妨げになる。また、場合によっては死傷する可能性がある。このため、自治会組織や広報誌を通じて、身近な住宅の耐震対策として、家具の固定等の転倒防止対策を促進する。

⑥エレベーターの地震防止

平成17年7月の千葉県北西部を震源とする地震では、1988年に改訂された「昇降機耐震設計・施工指針」（以下「新耐震指針」という。）を満たしていないエレベーターに多くの故障や損傷が見られた。このため、新耐震指針を満たしていないエレベーターについては、この指針と同等の耐震化を図る必要があり、また、地震時管制運転装置が設置されていないエレベーターについては、これを設置する必要がある。これらのことについて、建築関係団体と連携を取り、改善に向けて啓発を行う。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

県計画においては、地震発生時に通行を確保すべき道路として、「香川県地域防災計画に定める緊急輸送路」のうちDID地区内にある第一次輸送確保路線に指定している。

本町においても、県計画同様町内の「香川県地域防災計画に定める緊急輸送路」のうちDID地区内にある第一次輸送確保路線および「多度津町地域防災計画に定める避難路」を指定する。

第4章 耐震診断・耐震改修の促進をはかるための支援策

1 助成制度

(1) 助成制度の概要

町は、民間住宅建築物の耐震診断・耐震改修、民間施設の危険なコンクリートブロック塀等の撤去に対して、国土交通省所管の補助制度を活用し、県とともに町の予算の範囲内で、助成を行う。

(2) 内容等

助成制度の内容については、別途要綱において定める

2 融資制度・税制度

(1) 融資制度

耐震改修に要する経費について、住宅の場合は独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）において、また建築物の場合は日本政策投資銀行において融資制度があるため、その活用が図られるよう周知に努める。

(2) 税制度

耐震改修に係る利用可能な主な税制度として、現在下記のものがあり、その活用が図られるよう制度の周知に努める。

ア 住宅に係る税制度

- ① 所得 税：一定の要件に合致する耐震改修について、要した費用の10%相当額（25万円を上限）を所得税から控除
- ② 固定資産税：一定の要件に合致する耐震改修について、一定期間、固定資産税額を2分の1に減額

※ 融資制度、税制度については、本計画改正時のものであり、制度が変更になる場合がある。

第5章 町有施設の耐震化に関する事項

1 耐震化を図る建築物

町有施設について、地震などの大規模な災害が発生した場合に、救援、救護等の災害応急活動の拠点となる防災対策上重要な施設を、優先的に耐震化を推進する。

- ①災害応急対策指揮・実行・情報伝達施設
 - ・ 災害本部設置庁舎
- ②避難場所に指定されている施設
 - ・ 体育館、福祉センター、リサイクルプラザ、公民館等
- ③救護施設
 - ・ 病院、診療所
- ④援護者施設
 - ・ 幼稚園、病院、保育園、児童館
- ⑤その他
 - ・ 公営住宅等

2 耐震化に努める建築物

(1) 特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号に規定する建築物）

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、建築物の耐震改修促進法第14条に基づき当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ当該建築物について耐震改修を行うよう努めることとされている。本計画の第2章、2「耐震化の現状と目標」を念頭に置き、耐震改修促進法に基づき、積極的に耐震診断を実施し、耐震性の確保に努めるものとする。

(2) その他の町有施設

その他の町有建築物についても、その施設の使用状況等を勘案の上、必要に応じて耐震性の確保を図るものとする。